

税務情報

経済産業省からの公表情報

1. 特別試験研究費税額控除制度の適用手続

2023年度税制改正では、幅広いスタートアップとの共同研究・委託研究を促すため、特別試験研究費税額控除制度における共同研究・委託研究の対象となる「研究開発型スタートアップ」の範囲が大幅に拡大されることとなりました。

改正後の特別試験研究費税額控除制度を申告法人（スタートアップと共同研究又は委託研究をした企業）が活用するにあたっては、対象となる研究開発型スタートアップ（以下、特定新事業開拓事業者）が経済産業大臣に証明書の交付申請をし、交付を受けた証明書の写しを申告法人に送付することとされています。

上記の改正を受け、経済産業省は3月31日、[「令和5年4月1日以降の特別試験研究費税額控除制度におけるスタートアップとの共同研究等に係る手続きについて」](#)というページを公表しました。（このページへのリンクは、研究開発税制に関する様々な情報を集約している[「研究開発税制」](#)に掲載されています。）

上記のページには、たとえば以下の資料が掲載されています。

- [特別試験研究費税額控除制度におけるスタートアップとの共同研究等に係る手続きについて](#)（PDF 637KB）

この資料では、本制度の適用を受けるためのスタートアップ側の手続のスキームや流れが図を用いて分かりやすく説明されるとともに、経済産業大臣による証明の対象となる特定新事業開拓事業者の要件がまとめられています。

また、特定新事業開拓事業者の要件への該当性について、経済産業省への事前相談が可能とされていますが、証明書交付申請の円滑化のため、事前相談の活用が推奨されています。

- 証明申請書等

証明書交付申請の際に提出する証明申請書の様式（計4様式）及び証明を受けた内容に関して税務申告までに変更が生じた場合に提出する変更証明申請書の様式（1様式）が掲載されています。なお、証明書交付申請の際は登記事項証明書（写しのPDFファイル）及び株主名簿を添付することが必要とされています。

2. オープンイノベーション促進税制

2023 年度税制改正では、スタートアップ企業の成長を強力に促す観点から、オープンイノベーション促進税制^(*)について、2023 年 4 月 1 日以降にスタートアップ企業の成長に資する M&A（議決権の過半数の取得）を行った場合、その取得した発行済株式についても本税制の対象とされることとなりました（以下、M&A 型）。

また、M&A 型が認められることとなったことに伴い、既存の資本金の増加を伴う出資（以下、新規出資型）により取得した株式に係る一件あたりの所得控除の上限額の見直しも行われています。

^(*) スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の法人又はその法人が国内に所在する CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）を経由してスタートアップ企業の株式を一定額以上取得した場合に、その株式の取得価額の 25%相当額の所得控除が認められる制度です。

上記の改正を受け、経済産業省は 3 月 31 日、本税制に関する様々な情報を集約している「[オープンイノベーション促進税制](#)」のページに、改正内容を反映した以下の概要資料を掲載しました。

- [オープンイノベーション促進税制（新規出資型）の概要](#)（PDF 304KB）
- [オープンイノベーション促進税制（M&A 型）の概要](#)（PDF 388KB）

また、同ページには、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの新規出資・発行済株式取得に係る申請に用いる「申請様式」や「別表」のほか、オープンイノベーション性の確認のために作成が必要とされている「案件概要スライド」についても新規出資型と M&A 型に分けてそれぞれ掲載されています。

なお、2023 年度税制改正を反映した申請ガイドライン及び関係法令資料は現在整備中であり、今後公表される予定です。

2023 年度税制改正における特別試験研究費税額控除制度及びオープンイノベーション促進税制の概要については、2022 年 12 月 22 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter「[2023 年度税制改正大綱](#)」でお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.